高浜町企業立地促進補助金交付要綱

平成17年9月27日
規　程　第　2　号

改正　平成18年3月1日規程第4号
改正　平成18年11月1日規程第11号
改正　令和3年8月30日告示第110号

（目的）
第１条　この要綱は、高浜町に工場等を設置しようとする事業者に対して必要な補助措置を講ずることにより企業の立地を促進し、もって本町の産業の振興及び雇用機会の拡大に寄与することを目的とする。

（定義）
第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）事業者　製造工場等（以下「工場等」という。）を営む者をいう。
（２）製造業　日本標準産業分類（平成１４年総務庁告示第１３９号）に掲げる大分類Ｆの製造業に分類される事業をいう。
（３）工場等　製造業（物品の加工修理業を含む。）又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設、先端的農商工連携施設又は卸売・小売業若しくはサービス業等の店舗及びその附属施設をいう。
（４）新設　本町に工場等を有しない者が、本町に新たに工場等を建設することをいう。
（５）敷地面積　工場等の用に供される土地の全面積をいう。
（６）新規雇用者　町内に住所を有する者（高森工業団地に進出する事業者については、大飯郡内に住所を有する者）とし、新設した工場等の操業に伴い、操業開始後１年以内の間に常時使用する従業員（雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第４条第１項に規定する被保険者に限る。）として新たに雇用された者をいう。

（補助措置）
第３条　町長は、工場等を新設する事業者で、この要綱の目的に適合すると認める者に対し、次に掲げる補助措置を講ずることができる。
（１）補助金の交付
（２）その他町長が必要と認める事項
２　前項第１号の補助金の種類は、次に掲げるとおりとし、当該補助金は、町長が補助金の交付の指定をした事業者（以下「指定事業者」という。）に交付する。
（１）工場設置補助金
（２）雇用促進補助金
（３）緑化奨励補助金
（４）その他町長が必要と認めるもの
３　前項各号に掲げる補助金の交付に関する基準は、別表のとおりとする。ただし、対象者の要件について、町長が認めるときは、この限りでない。

（指定の申請）
第４条　補助金の交付の指定を受けようとする者は、別に定めるところにより、町長に申請しなければならない。

（指定）
第５条　町長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認める者について指定を行うものとする。

（指定の取消し等）
第６条　町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。
（１）事業を廃止し、又は正当な理由がなく休止したとき。
（２）指定の内容又はこれに付した条件を満たさなくなったとき。
（３）虚偽その他不正の手段により指定を受けたとき。
（４）その他、町長が特にその必要があると認めたとき。
２　町長は、前項の規定により指定の取消しを受けた者に対し、補助金の交付を行わず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（報告又は調査）
第７条　町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、指定事業者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は当該職員をして実地に調査させることができる。

（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則
この要綱は平成１７年９月２７日から施行する。
附　則（平成１８年規程第４号）
この要綱は平成１８年３月１日から施行する。
附　則（平成１８年規程第１１号）
この要綱は平成１８年１１月１日から施行する。
附　則（令和３年告示第１１０号）
この要綱は、交付の日から施行する。

別表（第３条関係）

補助金の種類	交付要件	補助金額
工場設置補助金	①用地取得後３年以内に操業開始	事業目的のための投下固定資産額の２５％とし、３，０００万円を限度額とする。
	②継続して１年以上操業	
	③町税等の完納	
	④公害防止の措置	
	⑤新規雇用者１０人以上 （高森工業団地進出企業については、新規雇用者１０人以上、かつ町内に住所を有する者７人以上）	
	⑥敷地面積　５，０００㎡以上	
	⑦投下固定資産額１億円以上	
雇用促進補助金	上記①～⑤共通要件	町内に住所を有する新規雇用者１人につき５万円とする。
緑化奨励補助金	上記①～⑤共通要件	緑化工事費の３０％とし、５００万円を限度額とする。
	⑥敷地面積の１０％以上の緑地	
	⑦操業開始後３年以内の設置工事	

※この表において「投下固定資産額」とは、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４１条第１号から第４号までに規定する土地、家屋及び償却資産の取得に要する費用の総額をいう。ただし、償却資産については、所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第６条第１号から第７号に掲げる資産（耐用年数１年未満のもの及び取得価格１０万円未満のものを除く。）をいう。

※補助金額は交付内容によって算出した額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てた金額とする。